

2 取組内容 (申請時に実践する取組内容を以下(1)～(8)から2項目以上選び、該当する取組に☑をつけてください。)

《現在実施している取組内容》	
(1) 店頭での手つかず食品(賞味・消費期限切れ食品)の削減につながる取組	チェック
ア 衛生管理上支障のない範囲で、賞味期限、消費期限に達するまで小売を継続	<input type="checkbox"/>
イ 食料品の見切り販売(消費期限、賞味期限の近い商品の値引き等)の実施	<input type="checkbox"/>
ウ 残品が多く生じないよう、入荷量の調整やロングライフ商品の積極的な活用	<input type="checkbox"/>
エ POP 等の広報資材を活用した店頭での手つかず食品を抑制するための啓発の実施	<input type="checkbox"/>
オ その他( )	
(2) 家庭での食べキリ・使いキリにつながる取組	
ア 少量パック、ばら売り、量り売りなど、適切な分量の食品を小売できる販売の実践	<input type="checkbox"/>
イ 売場等での調理方法(食材を使い切るためのレシピの掲示など)や上手な保存方法、期限表示などについての情報発信	<input type="checkbox"/>
ウ POP 等の広報資材を活用した家庭での食べキリ・使いキリにつながるための啓発の実施	<input type="checkbox"/>
エ その他( )	
(3) 惣菜等の製造・調理段階での取組	
ア 食材の使いキリやごみ排出時の水キリ等、食品ロスの発生を抑制する取組の実施	<input type="checkbox"/>
イ 売れ行きを見ながらの、こまめな調理加工の実践	<input type="checkbox"/>
ウ その他( )	
(4) イートインコーナー等での飲食に関する取組	
ア 食べ残し、飲み残しのない利用の呼び掛け	<input type="checkbox"/>
イ 食べきれなかった食品の持ち帰りなどの啓発の実施	<input type="checkbox"/>
ウ その他( )	
(5) 食品ロス削減に関する自社の取組についてのPR や社内での情報共有	
ア 自社HP 等での食品ロス削減に関する取組のPR	<input type="checkbox"/>
イ 欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売についての消費者への説明	<input type="checkbox"/>
ウ 廃棄ロス発生量の把握、要因分析等の情報共有の実施	<input type="checkbox"/>
エ 食品廃棄物に関する責任部署や担当者の設置	<input type="checkbox"/>
オ その他( )	
(6) フードバンク活動等への支援	
ア 余剰食品等のフードバンクやこども食堂への提供	<input type="checkbox"/>
イ フードドライブ活動への協力 ※フードドライブ:家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらを地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動	<input type="checkbox"/>
ウ その他( )	
(7) 食品リサイクルの推進	
ア 飼料化などによる食品リサイクルの実践	<input type="checkbox"/>
イ その他( )	
(8) その他上記以外で食品ロスを減らすための取組	※上記以外の食品ロスを減らすための工夫がありましたら、御記入ください。
(例)規格外の野菜の活用、外国語での説明など	

食品小売店 版

店頭に並んだ食品の「食べ残しゼロ」をめざして…

「京都府食べ残しゼロ推進店舗」募集のご案内

～ 食品ロス削減の取組をお客様へPRしませんか? ～

このロゴが目印!

認定店にはPR資材を提供。さらに、ホームページで店舗情報を紹介

京 都 府  
食 べ 残 し  
ゼ ロ   
推 進 店 舗

スーパーをはじめ  
生鮮食品を扱うお店や  
ベーカリー、和菓子店  
なども対象

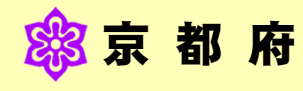
日本の食品ロス(年間約643万トン\*)は、世界の年間食糧援助量の2倍に相当し、手つかず食品や食べ残し等の食料の廃棄・損失を削減することが、経済・環境・社会における世界的課題となっています。

京都府では、こうした課題解決に向け、本来食べられたはずの食品が捨てられないことがないよう、食品を無駄なくすべて食べ切る「食べ残しゼロ」を目指して取り組んでいただける食品小売店を「京都府食べ残しゼロ推進店舗 食品小売店版」として認定させていただき取組を行っています。

※平成28年度推計値

	食品小売店版	(参考)飲食店・宿泊施設
対象事業者	食品を取り扱う小売店	飲食店、宿泊施設
取組内容	食品ロス(手つかず食品や食べ残し)の発生抑制に関する取組の推進など	食材の使いキリ、食べキリ、生ごみの水キリに関する取組の推進など
認定ステッカーデザイン		

本リーフレットは、令和元年度・食料産業・6次産業化交付金を活用しています



## 対象事業者と認定条件

対象事業者：京都府内(京都市を除く※)で食品を取り扱う小売店が対象です。

※京都市内に所在する小売店については、京都市が同条件で認定

認定条件：当パンフレット裏面に記載されている取組内容(1)～(8)のうち、2項目以上を実践している食品小売店を店舗ごとに「食べ残しゼロ推進店舗」として認定します。

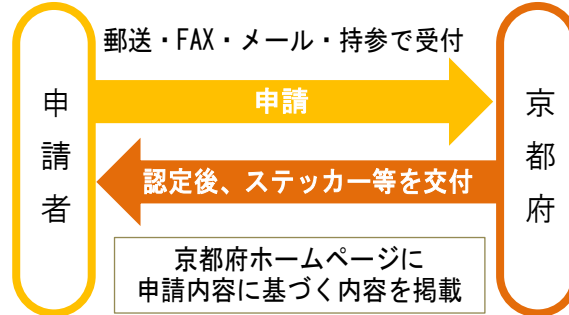
## 申請方法

認定を希望する食品小売店の代表者は、右記の認定申請書及び当パンフレット裏面の取組内容を御記入の上、京都府循環型社会推進課に、郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法でお申し込みください。

※申請書はホームページからもダウンロードできます



京都府 食べ残しゼロ推進店舗



### < 申請先 >

京都府 循環型社会推進課 TEL 075-414-4718

郵便・持参の場合	次の住所まで認定申請書を郵送・持参ください。 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
FAXの場合	当パンフレットの申請書の裏表2枚を次のFAX番号までお送りください。 FAX 075-414-4710
メールの場合	当パンフレットの申請書を次のアドレスにお送りください。 E-mail junkan@pref.kyoto.lg.jp ※申請書はホームページからもダウンロードできます

申請後、申請内容を審査し、認定条件を満たすと認めるときは推進店に認定させていただきます。

## 認定店は以下の取組に御協力いただきます

- 京都府が交付するステッカー等を店舗に掲示し、取組内容を来店客等へ積極的にPR。
- 京都府が行う食品ロス削減に関する市民等への啓発、PRに協力する。
- 京都府が実施する取組に関する各調査へ協力する。

## 認定店舗への取組サポート

- ・京都府のホームページ等に推進店の情報、取組内容などを紹介。
- ・京都府から、取組内容を記載した認定証及びステッカーを交付。
- ・食品ロス削減に関するPRグッズ(ポスター、卓上POP等)を提供。



↑食品ロス削減PRグッズ(卓上POP、ポケットティッシュ)



ポスターコンクール京都府知事賞作品 京都市立双ヶ丘中学校1年

## 認定店舗からのご意見



店内のPOP広告等で食品ロス削減についてお客様に呼びかけを行っています。お客様の関心も高まってきているように感じます。

京都府 循環型社会推進課

FAX 075-414-4710

## 京都府「食べ残しゼロ推進店舗」(食品小売店)認定申請書

京都府知事 様

京都府「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度実施要領第5条に基づき、認定を申請します。

申請日 年 月 日

### 1 基本情報

京都府「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度実施要領第5条の規定により、推進店の認定を申請します。		
※店舗名		
代表者氏名		
※店舗所在地	〒 ー	
※店舗のホームページアドレス		
連絡先	所属	担当者氏名
	電話	FAX
	メールアドレス	@

※印の登録内容は、京都府ホームページに掲載させていただきますので、御了承願います。

本社等で複数の店舗を一括申請される場合(取組項目が同一の店舗に限ります。)は、店舗名・店舗所在地・店舗のホームページアドレスの欄に「別紙」と記入し、各店舗の店舗名・店舗所在地・店舗のホームページアドレスを記した一覧表(任意の様式で可)を申請書に添付してください。

御社のPRポイント及び取組内容についての御社からの提案や今後実施したい取組等を御記入ください。